

埼玉弁護士会々報



2023年1月
No.103

内容

新年のご挨拶

2023年関東弁護士会連合会シンポジウムのお知らせ

〈特集〉仁川地方弁護士会との交流会(2022年)

再審法制研究活動報告

弁護士生活 10年を終えて

● 新年のご挨拶

埼玉弁護士会会長	白鳥 敏男 ……………	2
さいたま地方裁判所長	吉村 真幸 ……………	4
さいたま家庭裁判所長	鹿野 伸二 ……………	6

● 2023 年関東弁護士会連合会シンポジウムのお知らせ

関東弁護士会連合会 2023 年度シンポジウム委員会委員長 長沼 正敏 ……	8
----------------------------------------	---

● 特集 仁川地方弁護士会との交流会（2022 年）

国際交流委員会 石塚 洋一 ……………	10
---------------------	----

● 再審法制研究活動報告

刑事司法改革問題対策委員会 庄田 優 ……………	16
--------------------------	----

● 弁護士 10 年を終えて …………… 20

大野 峻	川原 祐介	岸川康太郎	木村 献
小屋野 匡	申 景秀	鈴木 元	角谷 史織
関根 悠馬	田村 裕輝	富田 亮	中野 大
松本 伸一	峯野 哲也	村上 貴一	米山 佳宏

新年のご挨拶



埼玉弁護士会会長

白鳥 敏男



皆様、明けましておめでとうございます。

昨年は、コロナが少しずつ収束し、3年前の状態に戻るかと思われましたが、第7波の到来もあり、まさにコロナとうまく付き合う年でした。今後とも、コロナの完全な収束ということはなく、コロナとうまく付き合う日々が続くと思われま

す。弁護士会の会務との関係では、会員や弁護士会事務局の方々も、コロナに罹患し、あるいは濃厚接触者となるなど、突然長期の休暇・隔離を求められ、不安な日々を過ごし、周囲にも少なからぬ影響を与えることが珍しくなくなりました。こうした状況に、今後とも付き合っていくことが必要となります。クラスターの発生や、更なる重篤なパンデミックに陥る可能性は低いかもしれませんが、正しく怖がり、自省する必要性は続きます。

コロナ渦で、予測しなかった変化としては、WEBの活用が急速に進んだことが挙げられます。弁護士会委員会の多くは、リモート参加が当たり前となりました。支部の方々はもちろん、弁護士会館でリアルに出向く必要が無くなり、多くの方が委員会に参加しやすくなりました。WEBを通じた意見交換は、いまだに不自由な感もありますが、徐々に、意

見集約にも慣れつつあると思います。

他方で、会員がリアルに集まることの貴重さを感じる年でもありました。コロナ感染の合間を縫って、適正人数で、換気等にも配慮しつつ、久しぶりに顔をあわせると、リアルで会うことの貴重さを改めて認識します。上の関係でも、あまり知らない人の間ではWEBでは意見交換しづらいですが、親しい人の間では、意見交換は容易です。

リアルとWEBをうまく活用しつつ、委員会活動や、会内合意形成を進めていくことが大事です。

会の課題としては、会員が1000人になろうとする中、中規模会にふさわしい組織体制の整備が求められています。会規会則の点検整備は、本年は調査局の協力を得て、進めています。法律が目まぐるしく改正され、会のあり方も変わっていく中、場当たり的ではない規則整備が必要です。

財務会計についても、現在、埼玉弁護士会は若干の黒字の状態ですが、全体としては、少人数の会であったころの、会員の善意に頼る予算決算、お金の使い方の側面が残っています。少しずつ、一般会計原則を取り入れた、会計組みが必要となっていきます。場当たり

的な支出の積み重ねでなく、長期的にも一貫性、ルールが見えるような収支を目指します。

会員サービスは、5年10年レベルで見れば、少しずつ改善しているように見受けられます。当執行部も、この流れを受け、更にスムーズな会員サービスの向上を目指します。

今後とも、皆様が安心して業務に取り組めるよう努めます。

法律知識技能の研鑽、向上に、会は取り組みます。研修をさらに充実させていきます。

また、弁護士会のプレゼンスは少しずつ高まっていると認識しています。

私たちは法律実務家集団として、社会に役立つ活動を続けます。プロボノ活動の部分がありますが、私たちが社会から負託された使命として、皆様各自の許す範囲で、会務活動等を行われることを期待します。

また社会にしっかりしたメッセージを発する集団でもあり続けます。

新年のご挨拶



さいたま地方裁判所長

吉村 真幸



新年明けましておめでとうございます。さいたま地方裁判所長の吉村真幸と申します。司法研修所の期は第41期になります。昨年1月に金沢地方・家庭裁判所長から異動して参りました。

昨年は、私たちの日常が一昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症感染拡大に翻弄された上に、ロシアのウクライナ侵攻や円安進行により物価上昇にも苦しめられた一年でした。裁判所でも、専門的知見に基づく感染防止対策の徹底に努めながら、埼玉弁護士会会員の皆様の御協力を得て、感染防止の観点からきめ細かな訴訟運営上の配慮や運用改善の工夫により、業務を継続することができました。厚く御礼申し上げますとともに、新型コロナウイルス感染症と物価上昇等によって、国民の生活に関する新たな問題が発生するものと思われますので、引き続き御協力をお願い申し上げます。

裁判所でも、デジタル化の流れと無縁ではなく、各種裁判手続等のデジタル化の取組が進められ、当庁でも、民事訴訟手続においては会員の皆様とのウェブ会議等を利用した争点整理が定着しております。昨年は、訴えの提起から判決までの手続をオンライン化する

ために必要な民事訴訟法の改正が行われ、全国の裁判所では準備書面や書証の写し等を電子的方法により提出する新たなシステムの運用が段階的に開始され、刑事の分野でも、刑事手続における捜査・公判のデジタル化方策の検討の結果が取りまとめられ、家庭裁判所でも、ウェブ会議による家事調停手続が開始されました。改めて申し上げるまでもなく、デジタル化の動きは、今後の裁判の姿、裁判所の姿を全体として大きく変える契機となるものであります。裁判所は、裁判手続の利用者のニーズに即し、これからのデジタル社会における裁判所の在り方を見通しつつ、この課題に取り組んでいかなければならないと考えています。

公正かつ適正で充実した手続の下で裁判が迅速に行われることは、司法を通じて権利利益が適切に実現されることなど司法がその求められる役割を果たす上で不可欠の前提であることから、平成15年に裁判の迅速化に関する法律が制定され、2年ごとに最高裁判所が、裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証を行ってその結果を公表することが定められています。一昨年の令和3年7月の裁判の迅速化に係る検証に関する報告書

では、最高裁判所におかれた有識者を中心とする検証検討会から、地方裁判所における民事第一審訴訟事件では、「充実した争点整理のためには、各期日において何を議論するのかを明確にし、目的意識を持った期日の運営を心掛けることが必要」、「裁判所及び代理人が十分な準備をして期日に臨むことが不可欠」等と指摘を受け、地方裁判所における刑事通常第一審事件では、「法曹三者の間で、公判前整理手続の在り方（争点整理に必要な主張書面の内容、ある類型の事件において重要なポイントや必要な証拠など）について共通認識を形成していくことが重要」等と指摘を受けております。裁判所では、この指摘を受けて工夫を重ねて参りましたが、本年は第10回目の迅速化検証が予定されてお

ます。会員の皆様におかれても、事件の進行について、裁判所と積極的に意見交換を進めていただけますようお願い申し上げます。

私事にわたることではございますが、会員の皆様は、埼玉県には良いキャンプ場が豊富に所在していることをご存じでしょうか。私は、前任地の金沢では、熊の出没が懸念されるキャンプ場もあり、腰が引けておりましたが、さいたまに着任してから、あちこちでキャンプを楽しませていただいております。首都圏にありながら、すぐ近くに自然に触れることができる場所があるのは、恵まれた環境だと思っております。

新年に当たり、埼玉弁護士会と会員の皆様の益々の御発展をお祈り申し上げます。本年もどうぞよろしくようお願い申し上げます。

新年のご挨拶



さいたま家庭裁判所長

鹿野 伸二



埼玉弁護士会会員の皆様、あけましておめでとうございます。昨年4月19日付けで名古屋高裁から赴任してきました。昨年は、世界的な新型コロナウイルス感染症の広がりが未だ収束しない中、ウクライナにおいて大規模な戦争が始まってしまっただけでなく、アジア地域でも国際的な緊張が高まり、食料問題、経済問題を含めてあらゆる分野で将来への不安は大きくなっています。そのような社会情勢でも、人々の毎日の生活は続いており、経済状況の悪化や人々の不安等は、家裁に関係する法的紛争にも悪影響を及ぼすものと危惧されます。弁護士の皆様もいろいろな場面で種々の問題を感じておられるとは思いますが、司法に携わる関係者として、人々の紛争が適正かつ速やかに解決できるよう、家庭裁判所との連携を本年もよろしくお願いいたします。

ところで、地方裁判所長のご挨拶にも書かれているとおり、遅ればせながら裁判所のデジタル化も進みつつあります。さいたま家庭裁判所の本庁においては、昨年の10月からウェブ会議を利用した家事調停が始まりました。将来的にはこのような方法での調停も当たり前なものになるのかもしれませんが、こ

れまでと異なる方法による調停でどのような問題が生じるか不明なところもあり、当初は、双方に手続代理人が選任されている事件で、かつ、経済的事案よりも主に離婚関係事件や子の監護に関する事件で心情的対立が中心となる事案やDV事案などで活用することにしました（事案を選んだのは、調停委員側において、経済的事案では電話会議で十分である場合が多いのに対し、心情的対立が中心となる事案等では当事者の表情によりその真意や理解度を把握する必要性が高い場合が多いと感じるためです。）。そのためもあるのか、現在のところ、未だウェブ会議利用件数はそれほど多くなっていないようです。しかし、これからのデジタル社会を考えたとき、お互いの顔が見えつつも出頭しなくて済むこの方法に利用者側のメリットがある場合が少なくないことは間違いなく、上記運用が安定すれば、更に利用範囲を広げることも考えているところですので、弁護士の皆様も、事務所の環境整備等で大変な面がおりかとは思いますが、積極的な利用へのご協力をお願いいたします。将来的には、支部においてもウェブ会議を利用した家事調停が始まり、人事訴訟も、通常民事訴訟の進行よりは遅れている

ものの、ほぼ同様のデジタル化が進むものと思われま

す。
次に、いわゆる団塊世代の方々の高齢化が進んで国民の関心も高まるとともに、昨年

から第二期の利用促進基本計画がスタートした成年後見制度ですが、一定の制度定着がみられるものの、地域によっては未だ中核機関が設置されていなかったり、体制整備が十分でなかったりするところもあります。また、異なる立場にある地域連携ネットワークの関係者は、それぞれの役割を理解し合い、機能を強化するための認識やその方向性を共有する必要がありますとされています。裁判所としても、各種会合への職員の派遣等、できる限りの努力は続けるつもりでおりますが、弁護士会関係委員の皆様に対しては、自治体に対す

る働きかけを始め、これまでの積極的な活動に厚く感謝申し上げるとともに、今後の継続的な活動にも期待させていただきます。さらに、事件によっては、個々に専門職後見人等として活動しておられます弁護士の皆様と被後見人本人やその御家族との間に裁判所が関わらざるを得ない状況が生じることもありますので、そのような際は、十分な情報を交換しつつ連携できるようよろしくお願いいたします。

少年事件に関しても種々思うことはありますが、今回は家事事件関係のみの記載で、それも要望を連ねてしまうようになってしまいました。埼玉弁護士会の今後のご発展を祈念しつつ、新年の挨拶とさせていただきます。

ご案内

2023 年関東弁護士会連合会 シンポジウムのお知らせ

関東弁護士会連合会 2023 年度シンポジウム委員会委員長 **長沼 正敏**

2023 年 9 月 29 日（金）午前 10 時から午後 1 時、埼玉のロイヤルパインズ浦和において関東弁護士会連合会シンポジウムを行います。

テーマは、「刑事加害者家族の支援について考える」です。

刑事事件を担当される会員の皆さまは、刑事事件の影響が被疑者・被告人本人に止まらず家族にまで波及する場面を多々認識されていることと思われます。

逮捕報道で被疑者の氏名・住所・職業が紙面等に晒されます。今現在も、自宅へは嫌がらせの落書き・怪文書・無言電話、インターネット上でも被疑者の生い立ちや職場情報まで掲載され、家族も縁談が破棄されたり、仕事を辞めざるを得なくなったり、引越を迫られたりする状況は生じています。

この問題に犯罪被害者支援を行ってきた山形県弁護士会の一会員が問題意識を持たれました。東北弁護士会連合会シンポジウムにおいて犯罪加害者家族の支援をテーマにシンポジウムを実施されました。山形県弁護士会では犯罪加害者家族支援センターの創設がされました。

しかし、このような取組をしている単位会は未だ山形県弁護士会のみです。

我々弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とします。

最大の規模を誇る関東弁護士会連合会においても、家族の権利擁護について考える必要があると考え、本テーマとなりました（なお、「刑事」加害者家族と表記しているのは、「犯罪」被害者支援と誤認を招かないよう配慮したものです）。

シンポジウム実行委員会は、各単位会から集まった委員により行われています。

この原稿を書かせていただいている 11 月時点で、2 回開催されました。

弁護士が刑事加害者家族に接する場面の問題を扱う「実践部会」と刑事加害者家族支援を行う制度・態勢面の問題を扱う「制度部会」の二つに分かれ、委員の問題意識を共有し、学習会を開催し、調査を進めております。

「実践部会」においては、事件報道をめぐる問題として EU では広く認められている「忘れられる権利」について調査を進めるべく、インターネットの記事抹消請求事件について平成 29 年最高裁決定と令和 4 年最高裁決定の変化の意義と限界について中澤佑一会員（埼玉）を講師にお招きし、第 3 回実行委員会で学習会を実施する予定です。

「制度部会」においては、山形県弁護士会

犯罪加害者支援センターの設立に尽力された遠藤涼一会員（山形県）を講師にお招きし、制度・態勢面について第4回実行委員会で学習会を実施する予定です。

メーリングリストも開設し、委員による活発な情報交換が行われています。

刑事加害者家族に弁護人等を介してインタビューし実情を集積すること、他国の刑事加害者家族支援の法制度の情報収集等も企画し準備を進めております。

まだ実行委員会が始まったばかりですが、

2023年9月29日のシンポジウム当日には基調報告書とともに、成果を披露し、今後の刑事加害者家族支援の問題に向けたインフォメーションセンターとなるべく頑張りたいと思います。

シンポジウムでは刑事弁護を扱わない会員も多数お越しになられるよう簡易簡便な内容を心がけております。

奮ってご参加いただけますようお願いいたします。

特集 1

仁川地方弁護士会との交流会（2022年）

国際交流委員会 石塚 洋一

1 交流記

(1) 埼玉弁護士会は韓国仁川地方弁護士会と交流協定を結び、原則として1年に1度交流会を行っています。

新型コロナパンデミックの影響があり、直近2年間はオンラインでの交流でしたが、本年は3年ぶりにリアルでの交流が実現しましたので報告します。

リアルでの交流が実現したとはいえ、埼玉側でも仁川側でも今回の実施の方法については担当者が相当に気を使って慎重を期して計画をしたようです。交流会内での各イベントもやむをえず人数制限がかけられる場面もありました。

(2) 10月21日

午前、羽田空港にて、白鳥会長をはじめ12名の埼玉弁護士会会員が李桑魯仁川地方弁護士会会長ら16名を出迎えました。毎回参加している見知っている弁護士とは久しぶりの再会を喜び、初参加の弁護士とは初めましてのあいさつを交わして、本年の交流地である熊谷へバス移動です。

バス内ではソーシャルディスタンスを考慮して、席を指定したうえで余裕を持った席配

置となりました。昼食はバス内ですき焼き弁当をいただきました（これがめちゃくちゃ美味しかった）。

熊谷に到着後は、裁判所の見学を行い、それに引き続いて法律事務所見学です。人数制限の関係で、私は夕食懇親会までフリータイムとなったため熊谷の街を散策して散髪していました。

裁判所では、民事事件の裁判を傍聴し、児童室やラウンド法廷を見学してさいたま地方裁判所熊谷支部長とも面談を行ったそうです。仁川地方弁護士会参加者からは「日本の裁判所は当事者と裁判官が近い感じがして親近感を持てる雰囲気づくりになっていた」との感想を伺いました。また、ラウンド法廷が韓国にはないのか、ラウンド法廷への肯定的感想もうかがいました。

引き続き少人数に分かれて法律事務所見学です。協力いただいた各事務所に感謝します。

私も仁川に行った際に、いくつかの法律事務所を訪問させていただいたことがありますが、そこで共通点と相違点を感じましたので、仁川の弁護士も各々いろいろな感想を持ったことと思います。ちなみに私が韓国の法律事務所に行って感じた相違点は、弁護士の仕事

スペースが広い！ということです。どこの事務所もそうだとということではないのですが、3か所の事務所に行ったところいずれの事務所でも弁護士一人に対して広めの部屋が一部屋与えられていました。

法律事務所見学の後、キングアンバサダーホテルにチェックインして歓迎会会場へバス移動。

夕食を兼ねた歓迎会は、「いちまる」にて会席料理です。ここでも広いスペースの宴会場を用意いただき、余裕を持った席配置となりました。前方には持ち込みの高級酒がずらりと並びました。提供してくださった先生方ありがとうございます。私は多少お酒をたしなみますので美味しくいただきました。

本年の両会会長である白鳥弁護士と李弁護士は、毎年参加しているレギュラーメンバーです。会長挨拶では、ともに3年ぶりの再会を喜ぶコメントをいただきました。

また今回は熊谷支部管内での開催ということもあり、埼玉弁護士会熊谷支部長丸田弁護士や副支部長五十川弁護士に挨拶いただきました。続いて熊谷支部の弁護士の先生方のあいさつや参加弁護士の自己紹介が続き、だんだんと皆ほろ酔いになる中、交流を楽しみました。

恒例のプレゼント交換では、埼玉弁護士会からは埼玉県北部地域での伝統工芸品である鬼瓦を差し上げました。仁川地方弁護士会からは鄭素蘭氏作の花鳥図をいただきました。描かれている牡丹は富貴・栄華・長寿を、蝶は花とともに夫婦愛や長寿、鳳凰は泰平をそれぞれ意味するそうです。仁川地方弁護士会からいただいた花鳥図は埼玉弁護士会館にて保管しておりますのでご覧ください。

お開きは、久しぶりの大倉弁護士による三七拍子。良い感じで歓迎会は終了し、「いちまる」のバスでホテルへ。就寝。

(3) 10月22日

午前は研修会でした。後段にて研修会の紹介をしておりますので一読ください。

昼食は「ふじみずし」でうなぎ。非常にボリュームがあり美味しくいただきました。

午後は深谷市に移動して酒蔵見学。2班に分かれ、滝沢酒造と藤橋藤三郎商店を見学しました。私は後者を見学しましたが、お店のご主人から日本酒の製造方法を教えていただくなど大変よくしていただきました。

試飲したお酒が非常においしく、後でのお楽しみにと土産に購入してリュックの中へ。

酒蔵見学後、2日目の宿泊場所であるホテルヘリテイジに移動。フロントでチェックイン手続きを待っている間、荷物の整理をしようとリュックのファスナーを開けたところ、どうしたことか、土産に買った日本酒の瓶がリュックから零れ落ち、「パリン」と嫌な音が……。ビニル袋に入っていたのでホテルへ迷惑はかけずに済みましたが、買ったばかりの日本酒を泣く泣く廃棄処理しました。

気分を変えようと温泉でリフレッシュし、本日の夕食会場へ。本日はヘリテイジ内の会食場での食事です。ここでも座席の距離はしっかりとられていました。

カラオケはないという話だったように勝手に思っていましたが、非常に広い会場の遠くに見える前方壇上にはカラオケ用らしきマイクスタンドと機器が。韓国の方はカラオケが大好きなのです。案の定、代わる代わるカラオケへ。そのうちに、仁川地方弁護士会のイ



メントのために練習したというダンスを披露するグループも。

互いの距離を保ちつつも非常に盛り上がって終了しました。

(4) 10月23日

新型コロナの影響で、国際便の便数が非常に減っています。残念ですが、昼過ぎの大韓航空機に乗らなくてはならないため、最終日は朝食もバスの中でいただくこととなり、バスの中でホテルが用意してくださったサンドイッチのセットを食べました。

10時前に羽田に到着。

韓国の皆さんと来年の再会を誓って涙の別れ！のはずですが、実は私は腹痛を起こしトイレに行っていたため、気分すっきりして戻ったら既に解散していました。心残りがあするため、絶対に来年も参加するぞと誓った羽田空港での朝でした。

2 研修報告

(1) 10月22日午前10時から約2時間、熊谷市内の「さいしんホール」にて研修を行い

ました。

今年の研修テーマは捜査機関によるデジタル情報の証拠収集です。今や重要な情報が物という形で保管されていることはむしろ少なく、しかも情報の入っている媒体には刑事事件とは何ら関係のない情報も大量に入っている可能性があります。情報を押収することにはどのような問題があるのか、仁川地方弁護士会からは権俊碩弁護士、埼玉弁護士会からは瀬戸一哉弁護士がそれぞれ基調報告を行い、韓必云弁護士と長沼正敏弁護士が補足の報告をしました。以下、簡単ながら各報告者の報告内容を紹介します。基調報告の詳細については、国際交流委員会でレジメを保管していますので問い合わせください。

(2) 権弁護士（仁川）

①事前通知

デジタル情報の押収には、第1段階目としてデジタル情報が入っている記録媒体を押収する手続と、第2段階目として記録媒体からデジタル情報を抽出する手続がある。

刑事訴訟法は令状の執行に関して検事・被

疑者・弁護人等の参加権を明示している（事前に場所時間を通知する必要あり）。ただし、急を要する場合（証拠隠滅の恐れ。実務的にはこちらが原則的運用になってしまっている）には事前通知を省略できる。2段階目での情報抽出手続きの際には原本たる記録媒体を捜査機関は入手済みであって証拠隠滅の恐れはないので、例外なく事前通知が必要と解されている。

②実際の押収手続

押収目録を交付し押収調書を作成しなければならない。私見（権弁護士）だが、被押収者が異議を述べた場合には、調書上に異議を述べた旨を記載するべきであると考える。

関連性のない証拠の押収に対しては、準抗告や本案で争う権利が保障されている。

③スマートホンの差し押さえ

スマートホン（以下「スマホ」という）の任意提出が頻繁に行われている。

捜査機関が持つ重々しさを前提とすると、捜査機関が提出を求めた場合には市民はこれに応じる状況がある。

しかし、スマホの中には多くの情報が入っているため、任意提出を求める場合には、事前に「任意であり断ることができる」旨を告知するようにすべきである。

また、一般的にはスマホを提出したからと言って、スマホ内のすべての情報を提出する意思があるわけではないから、関連性の要件を求め、関連性のない情報は抽出できないようにすべきである。

さらに、スマホはアプリを通じて外部の情報にアクセスすることもできる。例えば gmail などは常にオンになっていると、外部サーバーにあるメールにアクセスできる。し

かし、これはスマホ内の情報ではないから、スマホの押収手続によって情報を抽出することは許されない（韓国大法院の判断）。

(3) 瀬戸弁護士（埼玉）

基本的な問題意識などは仁川側の報告と共通であり、平成 23 年法改正により導入された電子データの押収手続きや、スマホ等に関する捜査方法について、報告した。

①差押えの対象

刑訴法は差し押さえの対象につき有体物を想定しているため、電子データそのものではなく、これが記録された媒体やそれと一体となっているコンピューターを差し押さえる。

サーバー等を差し押さえることは管理者の業務を困難にする恐れがあるため、必要なデータを別の媒体に記録させて押収することができる。

②リモートアクセスによる差し押さえ

スマホから外部のサーバーにアクセスして情報を得ている場合に利用する。国外にサーバーがある場合、国外に対して差し押さえができるのか問題がある。条約上では、締結国の同意は不要である。もっとも、被疑者らの任意の同意が必要という最高裁決定がある。

③スマホについて

スマホの生体認証のロック解除のための手続として、まず、任意の協力要請が可能である。協力が得られない場合、捜索差押の「必要な処分」としては許されず、強制的に認証をするためには別途令状が必要とされる。

令状として、身体検査令状と検証許可状を組み合わせる例がある。

顔認証については、身体検査の条件を付した形（被疑者に当該情報の端末機器の画面を

注視させて、その顔面を同端末に近づけさせて認証させる方法により行う）で行った事例がある。

④ドイツ視察での経験

日弁連でドイツに行ったことがある。ドイツの第三者機関（データコミッショナー）が、2年に1回、定期的な監督を行うことになっているが、その中で、テロ対策データベースに、ただ原発反対デモに参加しただけの人が大量に登録されており、2000名程度の名簿を削除させたとのことだった。

私見（瀬戸弁護士）としては、このような第三者機関による監督が必要であると考えている。

(4) 韓弁護士（仁川、補足報告）

①携帯電話の任意提出について

現実には任意性が確保されているのか問題がある。

先ほどの話（権弁護士の報告）で、事前の通知（立会）についてのべていたが全体として賛同する。

②核心は任意性にある。任意性の有無は総合的かつ客観的に判断されるべきであり、携帯電話を提出したからといってその中の情報のすべてを提出したと解すべきではない。

調書のような客観的な資料を基に任意性を判断すべきである。

③携帯の搜索差押について

提出したのは携帯電話という有体物であり、その中身については当然に調べを行うことができるとは考えていない。

しかし、多数説は総合説（包括説）と言い、有体物と同時にその中の情報も提出したと考えるべきとしている。この点、携帯の中には

膨大な情報が入っており、本人でさえ認識していない情報がある。したがって、私は有体物自体を提出したものであり、その中の情報は別途の手続きを取るべきであると考えている。

(5) 長沼弁護士（埼玉、補足報告）

①公訴取消事案

強制わいせつで、何件も起訴された案件がある。被告人勾留を利用して他罪の捜査をしていた。弁護人に対してもどのような罪の捜査をしているのか開示されていなかった。

最終的には強制わいせつではなく暴行罪で起訴された。暴行罪の公訴時効が迫っていたため捜査機関としては慌てて捜査をしている様子であった。

証拠開示を求めたところ、事件とは関係のないスマホ内の写真も多数押収していた。

被告人と写真を確認していたところ、埼玉での犯行日とされている日に沖縄での観光写真が出てきたためアリバイの主張を行った。

最終的には検察官が公訴取消をした。

データは弁護側からの弾劾証拠としても使える例として挙げさせていただいた。

②無罪判決を受けた人による削除請求

マンションの建設反対運動者が工事責任者に対して暴行を働いたとして起訴された事案。

裁判では無罪判決となった。

無罪判決後、指紋、DNA、顔写真、携帯電話内の情報を捜査機関が持っているのは理由がないとして削除を求めて訴訟提起。

指紋、DNA、顔写真については、削除すべきことが認められた。保管すべき具体的事情がないということがその理由であった。

しかし、携帯電話内の情報については、削



除が認められなかった。裁判では、暴行事件の際に、任意提出した携帯によって正当に情報が取得されたと認定された（名古屋地判令4・1・18（季刊刑事弁護112号92頁掲載））。現在は控訴しており、係争中である。

③刑事IT化について

刑事IT化に向けて関係各所で詰め作業をしており、数年で実施される可能性がある。

3 最後に

冒頭にも紹介した通り、埼玉弁護士会では毎年韓国仁川地方弁護士会と交流会を持っています。来年は仁川へ訪れる回となります。

新型コロナの影響でどのような開催方法となるのか不明確な面もありますが、ぜひ交流会に興味を持っていただき、国際交流委員会へも参加いただけますようお願いする次第です。

報 告

再審法制研究活動報告

刑事司法改革問題対策委員会 庄田 優

1 はじめに

刑事司法改革問題対策委員会（以下「当委員会」といいます。）では、令和3年度から1年程度の時間を掛け、現行刑事訴訟法の再審法部分の問題点についての検討を重ねてきました。同検討は、日弁連人権擁護委員会再審部会編集の『21世紀の再審えん罪被害者の速やかな救済のために』（日本評論社、2021年）を用いて行いました。

以下、同検討の内容を簡単ながら、ご報告いたします。

2 現行再審法制の問題点等

(1) 前提

現行刑事訴訟法上、再審法に関する規定（第4編）は、435条から453条までの僅か19箇条しか存在しません。

これは、大日本帝国憲法下で制定された大正刑事訴訟法（大正13年1月1日施行）の再審に関する規定（第5編第485条ないし第515条）を、ほとんどそのまま流用して現行刑事訴訟法の再審部分が規定されたことに基づきます。戦後、日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の応急的措置に関する法律20条により被告人に不利な再審制度が禁止される

「応急的措置」がなされましたが、その後、現行刑事訴訟法を新たに規定する際、再審法制にそれ以上の手当てがされることはありませんでした。

また、再審請求審及び再審の審理方法等については法の間隙が生じ、その決定権が裁判所の広い裁量に委ねられている状況となっています。この点は、裁判体によって再審請求又は再審の審理過程・結果が変わりかねない「再審格差」の問題として指摘されています。大正刑事訴訟法がドイツ法由来の職権主義的訴訟構造を基調としていたため、このような問題が生じています。

これらの点から、現在でも再審法制には、数々の問題が残っています。中でも大きな問題点として、①証拠の開示・保管制度が整備されていない点、②再審開始決定に対して検察官に不服申立権が認められている点、③再審事由の解釈に「疑わしきは被告人の利益に」との原則が徹底されているとはいえない点が挙げられます。

(2) 現行再審法の問題点

ア 証拠の開示・保管制度が整備されていない点

第一に、現行再審法制には、証拠開示の制

度が全く存在しません。このため、証拠開示は裁判所の広範な裁量に基づく訴訟指揮（更には検察官を始めとする捜査官の対応）に委ねられてしまっています。

この原因は、上記の通り、職権主義的訴訟構造をもつ大正刑事訴訟法の再審規定が、英米法系の当事者主義的訴訟構造をもった新刑事訴訟法に接ぎ木されたことにあります。

すなわち、大正刑事訴訟法は、証拠収集の主体を「裁判所」とし、自ら証拠収集を行い（同法140条、143条等）、又は司法警察官に証拠収集を行わせて書類・押収物を検察官経由で裁判所に差し出すよう定め（同法153条）、全ての証拠が裁判所に提出される構造を採用していました。弁護人は、こうして裁判所に収集された証拠書類・証拠物を閲覧謄写することができました（同法44条1項、3項）。かような前提が現行刑事訴訟法では変更されたにもかかわらず、この変更に対応するための証拠開示制度が整備されないうまま、再審規定が維持されました。まさにこの点については、立法不作為の問題を指摘できるところです。

通常審でさえ、本来は「疑わしきは被告人の利益に」の原則から証拠の全面的開示が必要です。公判前整理手続に付された事件については、不十分ながらも、類型証拠・主張関連証拠開示、証拠一覧表交付といった証拠開示手続が法定されているのですから、敢えて再審に関する証拠開示手続を法定しない理由はないはずです。

そもそも現行制度下においては、再審請求時には、証拠が時間の経過により消滅している危険が高く、かつ、再審請求人において証拠収集することはおよそ想定できません。そ

のことからすれば、不利益再審が禁止されている以上、再審制度は無辜の救済のための制度といえるので、再審請求時には全面的に証拠が開示される必要性が高いといえます。もとより、再審請求時には、時間の経過により、罪証隠滅や証人威迫等の証拠開示の弊害も著しく低減しているといえますから、証拠開示の許容性も認められるところです。

以上の証拠開示には、その前提として証拠の保管制度も必要とします。通常の事件においても見受けられるような、検察官未送致記録の存在・証拠還付等による証拠散逸といった問題を回避するためにも、証拠の適正な保管義務を新設することは不可欠です。

この点に関しては、当会が、会員総会において2012（平成24）年12月1日に採択した裁判員裁判制度再検討の「意見書」において、全面証拠開示と共に、証拠管理を任務とする独立した国家機関（『証拠管理庁（仮称）』）を創設し、ここに捜査機関が収集・作成した全証拠を送付して管理するよう提言したことを想起すべきです。

イ 再審開始決定に対して検察官に不服申立権が認められている点

第二に、現行刑事訴訟法上は、再審開始決定に対して検察官が不服申立てをすることができるという理解されています。このため、近年は、再審開始決定が下された場合、検察官が即時抗告を申し立てることが一般化しています（こればかりか、2000年代以降は、検察官は即時抗告棄却決定に対する特別抗告まですることが一般的となっています）。

大正刑事訴訟法では被告人に不利益な再審制度も許容されていたところ、二重処罰禁止の理念（憲法39条）から、被告人に不利益

な再審の請求が禁止されるに至りました。そのことを踏まえれば、被告人に不利益な、再審開始決定への不服申立てが許容される理由はないはずです。それにもかかわらず、大正刑事訴訟法を引き継いだ刑事訴訟法 450 条に基づき、検察官による即時抗告がなされているのが現状です。

検察官が再審開始決定に対する不服申立てを行うことにより、再審請求審の長期化、これに伴う再審請求人・関係者らの高齢化の問題が生じます。殊に、再審開始決定には、当然には刑の執行停止効が伴わない（刑事訴訟法 448 条 2 項。この点も裁判所の裁量に委ねられてしまっています。）ため、再審請求審が長期化することの影響には甚大なものがあります。この点についても、再審開始決定に対する不服申立てを禁ずる趣旨の法改正が不可欠です。

ウ 再審事由の解釈に「疑わしきは被告人の利益に」との原則が徹底されているとはいえない点

第三に、再審事由の解釈において、必ずしも「疑わしきは被告人の利益に」の原則が徹底されているとはいいがたい点にも問題があります。

代表的な再審事由としては、「有罪の言渡を受けた者に対して無罪……を言い渡し、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな証拠をあらたに発見したとき」という刑事訴訟法 435 条 6 号の事由が挙げられます。同事由が充足されるためには、当初は新証拠単独で、無罪を言い渡すべき明らかな証拠であると評価できる必要があると理解されていたものの、いわゆる白鳥・財田川決定（それぞれ、最高裁昭和 50 年 5 月 20

日決定・刑集 29 間 5 号 177 頁、最高裁昭和 51 年 10 月 12 日決定・刑集 30 卷 9 号 1673 頁）において、原判決が調べた他の証拠と当該証拠を総合的に評価して判断すべきものとされました。

同決定は、再審事由の解釈においても「疑わしきは被告人の利益に」の原則が妥当することを明らかにした決定と評価され、これ以降再審開始決定が相次いだ時期があります。

しかしながらその後、同決定を限定的に解釈し、実質的に旧証拠のみ又は新証拠と関連性のある旧証拠のみを評価して再審決定の可否を判断する裁判例も出ています。かような裁判例が出ることを防ぐためには、再審事由自体を改正し、裁判所の判断を適切に拘束する必要があります。

エ その他の問題点

その他にも、再審請求棄却決定に対する不服申立期間が異常に短い点（即時抗告期間は 3 日間〔刑事訴訟法 422 条〕、特別抗告期間は 5 日間〔刑事訴訟法 433 条 2 項〕）、再審請求権者が限定的である点（刑事訴訟法 439 条）、再審請求に関する国選弁護制度が存在しない点など、現行の再審法制には数々の改正すべき点があります。これらの点を改善する改正も、早急になされる必要があります。

3 終わりに

本稿では、以上のとおり、再審法制の問題点に関する検討結果をご報告しました。現在も、名張毒ぶどう酒事件や袴田事件など、数々の再審請求がされていますが、再審の扉はなかなか開きません。また、近年も湖東記念病院事件の再審無罪判決が下されましたが、えん罪被害者は未だに生じ続けています。えん

罪被害は、決して遠い過去の問題でもありません。

一刻も早く、これまで述べてきたような再

審法制の問題点が解消される法改正がなされるよう、私たちも、引き続き訴え続けていかなければなりません。

弁護士 10 年を終えて

弁護士10年を終えて

大野 峻

この10年を振り返ると、様々なことに対して変化を感じ、とても感慨深いです。

気が付けば、10年前は好んでいなかったカレーが好物になっていたり、嫌だった人参も割と美味しく食べられるようになっていきます。

眼鏡もクールで仕事出来ますっていう雰囲気のものから誠実さと親しみやすさを備えたマルっぽいのものに変えています。

元々読書とかゲームが好きなインドア派だったのが、今ではキャンプとかSUPとかのアクティビティも楽しむようになり、アウトドアとインドアのハイブリッド派になっています。

きっと考え方とか、目指す生き方とかが変わってきたのだと思っています。

今年ちょうど40歳になって、昔イメージしていたような40歳と違い、日々惑いながら過ごしていますが、これからも変化しながら色々楽しいこととか好きなことが増えていくんだろうと思うと、とても楽しみです。

10年後も過ごしてきた10年間をしみじみと振り返れるように、いい食事、いい運動、いい睡眠を心掛けて頑張っていこうと思います。

あと、巫山戯ずにはいられない性格も直していきたいと思っています。

子どもの権利委員会での活動

川原 祐介

この10年間を振り返ってみると、子どもの権利委員会での活動が、弁護士としての成長に大き

な影響を与えていると思います。

1 埼玉弁護士会子どもの権利委員会

子どもの権利委員会の中に、いじめ問題PTがあります。PTでは、学校問題について重点的に取り組んでいます。①いじめ予防授業の講師の派遣・講師の育成、②いじめ重大事態の第三者調査委員の推薦・研修会の実施、③スクールロイヤーの推薦・情報共有等です。

(1) いじめ予防授業

いじめ予防授業は、7年前から取り組んでいます。授業の講師を派遣するだけでなく、授業のプログラムをPT内で作成して、講師間で共有しています。授業の目的や内容を共有することで、初めて担当する方もスムーズに授業を実施することができます。そして、毎年、講師向けの研修会も実施しています。

県内の小中学校等からの授業依頼は年間で約40校あり、委員会以外の会員にも講師を担当して頂いています。私自身も年間4～5校で授業を担当しています。

最近の活動としては、いじめ問題に関する大学の研究者達と定期的に勉強会を開催しています。その中で、研究者の意見も踏まえて、授業内容を作成しています。さらに、授業の効果測定も実施しています。授業をするだけでなく、子ども達が我々の授業でどういうことを学んだのか、意識にどういう変化があったのかデータ化して検証しています。この結果を踏まえて、授業内容を改定したり、授業を実施した学校にフィードバックして普段の授業運営にも活かしてもらえたら良いと考えています。

(2) いじめ重大事態の第三者調査委員

県内の公立学校や私立学校で「いじめ重大事態」が発生した場合に、第三者委員会が設置されます。学校の設置者から弁護士会に弁護士委員の推薦依頼がきますので、委員の推薦を行っています。私

も既に3件、第三者委員を担当しており、今後、新たな件で委員を担当する予定です。

第三者委員を担当したり、他の第三者委員会の調査報告書を分析することで、学校の対応で共通する問題を知ることができます。

例えば、学校の管理職や教育委員会の担当者であっても学校に係る法律や文科省のガイドラインを十分に理解していないことが多いです。また、問題について見通しを持った対応することが苦手な傾向にあると思います。子どもの問題で揉めている保護者同士を事前の準備なしに学校で面談をさせてしまったり、いじめ問題で加害者に十分に指導しないまま安易に謝罪の会を開いて二次被害を生じさせることがあります。また、問題解決に当たって、苦しんでいる子ども本人の意見を聞くという姿勢も弱いです。

いじめの問題を解決するにはどうしたら良いのかということを日々、考えさせられます。

また、弁護士会への推薦依頼は増加していますので、委員の担い手を確保することも重要な課題です。PTでは、毎年、第三者委員向けの研修会を実施しています。研修では第三者委員を担当すると直面する問題と対応策について情報共有しています。

(3) スクールロイヤー

委員会の推薦を経て、4年前から「さいたま市スクールロイヤー」に就任しています。スクールロイヤーの業務として、①学校からの相談、②教員向け研修、③子ども向けのいじめ予防授業を行っています。

様々な学校からの相談を通じて、やはり学校の対応で共通する問題点が浮かび上がってきます。前記の第三者委員での経験も活かしています。

学校の共通する課題は、教員向け研修で具体的なケースを通じて各教員に考えてもらうことが重要だと思います。また、教育委員会と協議して対応マニュアルを改定していき、問題のある対応をできるだけ無くしていきたいです。

また、学校の現場を見ると、教員が多忙を極めていることが分かります。教員が子どもの問題に

ついてきめ細やかに対応できるようにするためには、教員の人員を十分に配置して教員一人あたりの業務を削減すべきですし、一クラス当たりの子どもの人数も減らすべきだと考えています。

2 日弁連子どもの権利委員会での活動

委員会の推薦で日弁連の子どもの権利委員会の幹事を担当しています。日弁連の子どもの権利委員会でもいじめ問題やスクールロイヤーに関して取り組むPTに所属しています。

月1回、会議が開かれますが、各単位会で熱心に活動されている会員が参加しており、とても刺激を受けます。また、各単位会の取り組みについての情報を知ることができますし、日弁連と文部科学省等との協議内容を検討することもできて最新の問題に関わることができます。

日弁連で活動することができてとても勉強になりますし、視野を広げることができたと感じています。

3 研究者との連携

先ほども記載しましたが、定期的に研究者との勉強会を開催しています。他の単位会の動向を見ても珍しい取り組みだと思います。

現在、いじめ予防授業以外にも、研究者の意見を取り入れながら、いじめ問題に関する保護者向け講演会のプログラムを作成しました。私自身も保護者向け講演会の講師を担当しています。

いじめ問題を適切に解決していくには、子どもと教員だけでなく、保護者も「いじめ」について正確に理解する必要があると考えています。今後、保護者向け講演会も広く実施していきたいです。

昨年と今年は、弁護士会内で研究者を講師としてお招きして研修会も開催しました。多くの会員に参加して頂きました。今後、弁護士会と研究者との連携を深めていきたいです。

4 最後に

私が弁護士になった当初は、漠然と子どもの問題に関心があるという程度でした。委員会を通じ

て、問題意識を強く持つことができましたし、問題意識を持って具体的な活動をすることができました。事務所の中だけではできない、幅広い経験を積むことができました。また、委員会の先生と一緒に仕事をする中で、仕事に対する姿勢も学ぶことができました。

これまでの活動を通じて得た知識や経験は、委員会内で共有していきたいと考えています。また、会内の研修会を通じて委員会外の方にも共有したいと考えています。

子どもの権利委員会では学校問題以外に、児童虐待、少年事件、未成年後見等、子どもの問題について幅広く取り組んでいます。

若手の方もベテランの方も、少しでも子どもの問題に関心がある方は、ぜひ子どもの権利委員会に参加して頂ければと思います。これまで子どもの案件について経験が無くても全く問題はありません。気軽に参加して頂きたいです。

弁護士10年を終えて

岸川 康太郎

1 はじめに

岩槻総合法律事務所の岸川康太郎です。今年の6月、同期の木村献先生が所長をつとめる同事務所に入所して以来、公認会計士としての業務も行いながら、主に交通事故、破産、相続などの民事事件に携わっております。

私の弁護士人生は、他の同期の方よりかなり遅い40歳から、知り合いの伝手を辿って入所した内幸町合同法律事務所（以下「前事務所」といいます。）から始まりました。

私が初めて法廷に立った時のこと、初めて受任した刑事事件のこと、企業内弁護士時代のことを振り返ってみたいと思います。

2 初めての法廷

初めての法廷は、前事務所に入所後まもなくの

千葉地方裁判所において開かれたある事件の口頭弁論期日だったと思います。

前事務所の所長弁護士と兄弁の都合がつかなかったことから、急遽、復代理人の委任状を持って、私は一人で同地裁の法廷に立つことになりました。

弁護修習で指導担当の先生に同席させていただいた経験はありましたが、いざ自分が代理人弁護士として法廷に立った時のことは、次回期日の調整をしたことくらいしか覚えておりません。

3 初めてにして唯一の刑事弁護事件

次にお話するのは、第一東京弁護士会の新人研修の一環で受任した国選弁護事件です。初めてにして唯一の刑事弁護事件なので、結構覚えております。

本事件は、指導担当の先生も前事務所の所長も驚きの、全面否認の窃盗事件でした。私は、その都度先生方に教えを請いながら、湾岸警察署に被疑者ノートを持って被疑者のもとに通い詰めました。

初公判の期日が迫ると、被疑者（被告人）は、刑務所に入りたくない「認め」に転じ、証拠の認否のやり直し等をしたうえで公判に臨みました。幸い初犯だったこともあり、被告人は執行猶予となりました。

正月休みを挟んで2カ月、全力で駆けずり回った忘れることのできない事件です。

4 企業内弁護士として

1年半ほどお世話になった前事務所から転職した後、上場準備会社と上場会社とで合計約8年間にわたり、企業内弁護士として、岩槻総合法律事務所に入所するまで勤務してまいりました。

法律の専門家として、企業に生起し得る法的問題の発生を防止し、発生時には企業の損害を最小化するため、契約審査をはじめ、取締役会等の事務局、法律相談、顧問弁護士との調整等の業務に携わり、弁護士人生の8割ほどを占めております。

組織の一員でありながら、法律の専門家として、

各部署の方々と協力して業務を進めることを通じて、企業（依頼者）の視点を持てたことは貴重な経験でした。

5 おわりに

私の弁護士人生を振り返ると、前事務所の所長をはじめ、依頼者や、企業の職員の皆様に大変お世話になってまいりました。

これからもお世話になる方々への感謝を忘れず、依頼者のため全力で事件に向き合っていくと思います

私の拙い文章を最後までお読みくださいますと、誠にありがとうございました。

弁護士10年を終えて

木村 猷

突然ではありますが、この場を借りてひとつだけ皆様に宣伝させてください。

簡易裁判所で行われている民事調停という制度があるのですが、年々利用件数が減っている状況です。

もし、皆様が依頼を受けた事件の中で、民事調停が使えるような事件がありましたら是非とも民事調停の制度利用を検討してみてください。

年月が流れるのはとても早いもので、私が弁護士になってからあっという間に10年が過ぎてしまいました。

弁護士10年といってもわからないことばかりなため、失敗したくない、無知なのがバレて恥をかきたくないという思いから、いつの間にか新しいことは極力したくないと思うようになっていました。

でも、10年目だからなのか、少し血迷ってしまい、去年から今年にかけて、次々と新しいことにチャレンジしています。

事務所を新しくしたこと、初めて司法修習生をとったこと、ロータリークラブに入ったこと（入

れさせられたこと）、商工会議所の議員になったこと、苦手な飛行機に乗ってみようかなと思ったこと、民事調停官になったことなど、少しの間に、ものすごく大きく環境が変わりました。

その中で、最大の変化は、冒頭のお願いに関連する民事調停官になったことだと思います。

私は、毎週金曜日、さいたま簡易裁判所に勤務して民事調停官として働いています。

自分自身、たったの1度も民事調停を申し立てたことがないのに、とても無謀なことをしていると思います。

弁護士の先生方から見ても、民事調停という手続はそれほど良く知られている制度ではないのではないかと思います。

この場を借りて、簡単に説明させていただきません。

基本的には、民事訴訟でできることは全て民事調停で行うことができ、証拠が薄くて民事訴訟をためらうような場合でも、民事調停であれば成り立つという感じです。

争いになる金額も、数万円という少額の事件から何億円という事件まであり、私が普段やっている事件よりも、よほどダイナミックな事件がたくさんあります。

可能であれば代理人と交代したくなります。

通常は、2回から3回くらいの期日で結論に至るような感じで、スケジュール感的には労働審判に近いです。

調停だから相手方が来なければ終わりだと思いかもしれませんが、予想外に相手方が出頭しているイメージです。

私の感覚だと9割以上相手方が出頭しているように感じます。

また、事件の内容が専門的な内容の場合、不動産鑑定士、建築士、損保OB等の専門家に調停委員をしてもらうため、専門家の意見を聞いて、より妥当な判断に至ることができます。

民事調停というと、代理人がついていないイメージでしたが、実際には、7割から8割くらいは代理人がついているように感じます。

申立て費用は訴訟の半分で済み、仮に調停が不成立になったとしても、2週間以内に訴訟提起を行えば、訴訟の費用に流用することができます。

もちろん欠点もあります。

最大の欠点は、調停が成立しなければ、そのまま不調になることです。

家事調停のように審判移行という概念がありません。

私は、自分で、調停官をやってみて、面白い制度だと感じたので、さいたま簡易裁判所以外で申立てをしてみたいと思っています。

皆様も、興味がありましたら、是非、民事調停を使ってみてください。

民事調停の話ばかりになってしまいましたが、調停官の仕事も含めて、私としては、あと10年くらいは色々やりながら弁護士として頑張りたいと考えております。

弁護士の仕事をやり切ったら、引退してのんびりしたいです。

「弁護士20年を終えて」というお題で会報に書く機会がいただけたら、弁護士の仕事を引退した後のセカンドライフについて書かせてもらおうと思います。

会務×会務

小屋野 匡

熊谷→浦和→深谷とやっていたら10年経っていました。原稿依頼の当初は、ベストバイの紹介だけするつもりでしたが、会費が使われている会報ですので少しは真面目に会務にかかわる話を書きたいと思います（小説「六人の嘘つきな大学生」映画「ブラックパンサー」漫画「日本三國」）。

①未成年後見報酬助成の、児童相談所長申立以外への拡大（子どもの権利委員会）国の要綱変更を受けて同制度を県内でも実現するため、トータルで5年以上県の担当課と協議を重ね、令和4年ようやく国要綱と同等の制度が始まりました

（主担当は原田茂喜先生で私は副程度です）。要件や募集期間がありますので詳しくは令和4年11月18日の埼玉弁護士会からのお知らせをご覧ください。

②成年後見報酬助成の、首長申立以外への拡大（高齢者障がい者権利擁護センター運営委員会）似て非なる助成で、こちらは市町村が支給主体なので63市町村のうち制度を導入していないすべての市町村と交渉をしなければならないという難物です。私が弁護士になる前から同委員会委員がそれぞれ関わりのある地域で、協議会や会議があるたびに制度導入（要綱改正）を呼びかける、自治体によっては顧問でもないのに要綱案作成に無償で法的アドバイスを、など長年の努力、要請で少しずつ導入市町村が広がってきました。それでも、他県に比べて導入済市町村が多いとまではいえない状況にあり、こちらはまだまだ道半ばというところです。なお、導入済市町村でも収入要件や資産要件が設けられていますので実際の助成申請については対象の市町村にお問い合わせください。

様々な「会務」の中には、こういった、会員の役にはたつものの誰かがやらないと動かない、というものがあります。もしかしたら会務、委員会活動から離れている方もいるかもしれませんが、わざわざ会報を読むということは、それほど会の運営にご興味があるということだと思いますので（ですよね ^^）、少しでも興味のある分野がありましたら、ぜひ委員会に参加してみたいと思います。

弁護士10年を終えて

申 景秀

弁護士登録から現在まで、大宮のグリーンリーフ法律事務所に所属しています。

地元埼玉で働きたいと思っていたので、代表の森田茂夫先生には拾っていただいて感謝しており

ます。

今に至るまで様々な縁がありました。ロースクール時代に、とあるきっかけで、埼玉弁護士会の国際交流会（委員長：田中重仁先生）に通訳として呼んでいただきました。修習生の時も呼んでいただき、そこで、事務所代表の森田茂夫先生と初めて出会い、事務所面接を受けるに至りました。早い時期に内定を出していただき、安心して札幌に「遊びに」行くことができました（札幌修習）。

さて、弁護士業務については、10年間で、民事・家事・企業法務を中心に様々な事件を担当し、刑事事件もそれなりにこなしてきました。10年やっても、いまだに初めて扱う事件（論点）が毎回でてくるので、弁護士の仕事の奥深さを感じています。今後も、プロフェッショナルを追求していきたいと考えています。

業務外のことになりますが、10年前と現在では、弁護士会の人数も増えましたし、だいぶ雰囲気が変わったと思います。コロナ禍の制限のせいでもあります、「当時は楽しかったな」と思うことが多くなりました。

「人権活動を頑張ろうという弁護士には六本木で宿泊つきの飲み会に招待する」ということを毎年行っている先生がいらっしゃいました（私もご招待いただきました）。このエピソードだけで誰だかわかる人も多くいます。とても器が大きく、発しているオーラが好きでした。こうした先生方が、目立っていた当時の雰囲気が好きだったので。

古き良き時代とばかり言ってもしょうがないので、好きだった時代や弁護士を体現できるような人格を目指していきたいです。

弁護士10年を終えて

鈴木 元

弊所は2015年に開業し、来年8年目を迎えます。多くの皆様のお力添えを賜り歩んできたことができました。この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

私自身としては10年間で誇れるようなことは全くしておりませんが、今後の意気込みとしては、これまで会務に全く協力できておりませんでしたので、10年を節目に会務にも積極的に携わっていけるよう邁進していく所存です。

今後とも地域に根差した身近なプロフェッショナルとして、所員一同研鑽を積んでまいりますので、引続きよろしく願いいたします。

弁護士10年目を終えて

角谷 史織

東京で弁護士登録をしてから約2年7か月後、私は埼玉弁護士会に登録換えをしました。登録換えをしてしばらくしてから、会務活動に取り組むようになりました。

特に力を注いだのは、令和3年度関東十県会夏期研究会です。平成30年の関東十県会夏期研究会準備PT発足当初から関わり、PTが委員会となった際には、高木太郎委員長のもとで事務局長を仰せつかりました。10年に1度回ってくる、弁護士会としての大きなイベントを、当時弁護士10年を経過していない、すなわち前回の埼玉弁護士会主催の関東十県会夏期研究会を経験していない私に、書籍発刊の準備も研究会当日のまとめ役もほぼ任せていただいたのは非常に光栄なことでした。私自身も書籍「使用貸借の法律と実務」の執筆を担当させていただきました。

委員の皆さまのおかげで、素晴らしい書籍が完

成し、関東十県会夏期研究会初のハイブリッド開催も大成功のうちに終わりました。3年以上かけて取り組んできた大イベントが成功したことに非常に充実感を覚えるのと同時に、終わってしまったことに淋しさも感じました。この間、各年度の執行部の先生方をはじめとして多くの先生方に芳いのお言葉をいただいたことも、とても嬉しいことでした。

思い返せば、埼玉弁護士会に登録換えをして数ヶ月後には、過去の関東十県会夏期研究会のために発刊した「遺留分の法律と実務」の二度目の改訂作業に携わらせていただくこととなり、それをきっかけとして、以後は常に埼玉弁護士会編となる書籍の執筆に関わってきたように思います。令和4年12月現在は「遺留分の法律と実務」の三度目の改訂作業を行っています。他の先生方と議論をしたり、最新の判例等の内容を検討したり、書籍における表現を検討したり、というものは非常に有意義であり、業務を並行して行う大変さがありますが、業務にも役立つ活動だと感じています。

こういった活動をしている中で感じたことがあります。弁護士経験10年くらいというのは、業務にも慣れてきて驕りやすい時期ではないか、ということです。都度文献にあたったり、条文を確認したり、あまり扱っていない分野の勉強を始めた、ということが弁護士登録1～2年のころに比べて減っていたかもしれません。上の期の先生方の勤勉さに触れ、非常に反省した点でした。

現在は、書籍改訂のPTを含む複数の委員会等に所属しており、そのそれぞれで周りの先生方に非常にお世話になっております。会務活動を通じて、多くの先生方と接する機会を得たことは、私自身の考え方の幅を広げてくれたと思います。これからも、業務と会務活動を両立して有意義な弁護士生活を送れるよう、努力していく所存です。

弁護士10年を終えて

関根 悠馬

2013年1月に弁護士登録をしてからはや10年、先輩方がこのコラムをに色々なことを書かれているのを見てまいりましたが、ついに自分が書く年になったかと複雑な思いがあります。

改めてこの10年を振り返り、印象に残った事件3選でも書こうかと思いましたが、コンプライアンス的な問題が生じて困るので、埼玉弁護士会ゴルフ部の幹事を務めている手前、部員募集にも繋がればとの思いからこの10年で回った私の好きなゴルフ場及びそのホール3選について書かせていただこうと思います。

1、夏泊ゴルフリンクス no.16(Par5)

～北緯41度夏泊にスコットランドの風が吹く～。そんなキャッチコピーが付けられるこのゴルフ場は、陸奥湾に囲まれた夏泊半島の先端に位置する、まさにスコットランドを彷彿とさせる日本随一のリンクスコースです。新青森駅から車で1時間、すれ違うのも困難なほどの海岸線を走ったのちに出てくる案内の看板に従い登った丘の上に、そのクラブハウスは現れます。雰囲気のある石畳の廊下を抜け、入り口をくぐると、正面にはまさに自然のままのコースが広がります。日本のゴルフコースは人工的な手入れの行き届いた美しさのものが多いのですが、夏泊はその逆で、自然の造った美しさをそのまま生かしたイングランド風のコースであり、クラブハウス内から一望できるその景観に、入った瞬間に魅了されます。

中でも私が好きなのは、16番パー5です。このホールはレギュラーティーでも600yを超え、アマチュアには2オンは厳しく、3打目勝負を強いられますが、残り100yからかなりの打ち下ろしになり、それでいてグリーンのすぐ奥は海（のように感じられる）、しかも海からの強烈なアゲインストが吹きすさび、2、3番手は大きいクラ

ブ選択を迫られます。私も残り 110y で 7 番アイアンを持つこととなりましたが、打つには相当の勇気が要求されました。しかしボールが空中でホバリングしながら真下に落ちるようにグリーンに着弾したときの快感は、得も言われぬものがあり、これを味わうためだけにでも、毎年青森まで新幹線で出かけたと思わされます。

2、ザ・ロイヤルゴルフクラブ no17(Par 3)

“日本のゴルフを、世界基準に。” そう銘打たれたこのゴルフ場は、鹿島灘に面する茨城県銚田市にある、全長 8143y のまさにモンスターコースです。

旧ザ・ロイヤルオーシャンを全面改修して 2016 年にグランドオープンしたクラブハウスはとにかく豪華であり、レストランの食器やラウンド後の浴場に配置されるアメニティの一つ一つでさえ海外ブランドがこだわって使用されており、ロイヤルの名にふさわしい高級感に溢れています。練習場はどこまでも広く、本コース同様のアプローチグリーンや、パッティンググリーンが 3 面も配置されており、1 日中練習だけしたいと思わせる充実した施設も流石のものがあります。

全英 OP で戦える日本人選手を輩出するために設計されたコースは、フラットで広々としており、グリーンも大きいワングリーンですが、至るところにアンジュレーションが存在し、しかもとにかく各ホールが長い（パー 4 で 440y が当たり前）上に、なぜかほとんどのホールでアゲンストの風が吹いており、体感的には全ホール +1 打で考えないと絶望することでしょう。

そんなこのコースのシグニチャーホールは、17 番の 230 y 池越えパー 3 ではないでしょうか。グリーンの手前には大きな池があり、その縁取りをするように白砂のバンカーが設置され、数字上 210 y 程度のキャリアでグリーンオンが可能です。しかしやはりここもホールの設計上真正面からの逆風が吹くようになっており、体感的には池を超えるためには少なくとも 240y は必要になり

ます。ノーパワーの私などはドライバーを握るか、パー 3 でありながら池の手前に刻むという屈辱的な選択をせざるを得ないのですが、なんだかんだ前者を選んでしまう私は、チャレンジするたびに池にボールを奉納することとなります・・・。しかしこのホール（池）があるからこそ、いつかあれを超える日が来ると信じて練習にも励める、そんな素晴らしい池です。

3、川奈ホテル GC 富士コース no16(Par 3)

言わずと知れた日本一のリゾートコースであり、世界のベストコース 100 にも選出されるこのコースは、伊豆川奈埼の川奈ホテルに併設されるゴルフコースです。毎年 4 月末に女子ゴルフツアーの「フジサンケイレディースゴルフクラシック」が開催されるのでご存じの方も多いとは思いますが、1936 年開業の由緒あるホテルは、歴史を感じさせる重厚な作りになっており、入ってすぐの広間や併設のバーやビリヤード場などは、大倉財閥所有時代のいわゆる貴族階級の保養所としての名残を感じる、一種独特の雰囲気があります。

しかし、ゴルフコース自体はそのようなホテルの雰囲気とは大きく異なり、まさに高級リゾートという開放的な雰囲気に溢れ、ゴルフ好きであればもちろん、ただ美しい景色を楽しみながら 18 ホールを散歩したいというという方でも十二分に楽しめる、そんな景勝の地と言えます。

このゴルフ場は 18 のホールすべてが特徴的であり一度回ればすべてのホールを覚えられるようなコースですが、中でも 16 番のパー 3 は個人的にはとても印象に残ります。このホールは、170y の軽い打ち上げなのですが、グリーンがまさに砲台と呼ぶにふさわしい形状をしており、グリーンまでダイレクトで届かないと砲台の斜面にぶち当たり、手前に叩き落とされます。そして、2 打目を眼前にそびえ立つ 3m ほどの壁に向かって打つこととなり、それを登りきらなければ再度の繰り返し、壁を超えるために強く打ちすぎれば奥のバンカーにつかまり、場合によっては行ったり来たり・・・ハマればあっという間に 6 打 7 打

をたたき出す凶悪な設計で、あのイ・ボミをして「日本で一番難しいパー3」と言わしめるホールです。

リゾートコースでありながらトーナメントも開催できる、しかもそのホテルとしてのクオリティも保証される（スタート前にホテルの洋朝食を食べるだけでも十分満足できると断言できます）本コースは、トータルバランスにおいて比類するものがないまさに日本一のゴルフ場と言えるのではないのでしょうか。

以上、私の好きなゴルフコース3選、もとい弁護士生活10年を終えて、を書かせていただきました。弁護士の仕事というものはやりがいもある反面、その責任からくるプレッシャーや多方面からのいわれのないクレームの対象になることもございます。改めてこんな仕事を10年も続けられたのは、気の置けない仲間や気晴らしあればこそ思っておりますので、またこれからの10年も素晴らしいゴルフ場をたくさん巡っていきたいものです。

本コラムを見てゴルフ部に入部したいという奇特な方がいらっしゃいましたら当職までご連絡下さい笑

ご清覧どうもありがとうございました。

● 弁護士10年を終えて ●

田村 裕輝

川越支部の弁護士法人アルファ総合法律事務所に所属している田村です。

弁護士10年を終えたということで、この場を借りて、この10年を支えてもらった皆様に、改めて感謝申し上げます。特に事務所のボス弁・所員、埼玉弁護士会の先輩弁護士、川越支部の同期・事務局、大分修習時代の指導担当には本当にお世話になってきました。

この10年、比較的楽しく気ままに暮らしてこ

られましたが、次の10年を考えると課題も浮かんできます。例えば、今まで以上に健康に気を遣ったり、インプットの時間を増やしたり、自分の仕事以外のこと（委員会活動や後輩の育成的なこと）にも目を向けたり、余暇時間を充実させたりできればなあとは思っています。ただ、考える分には偉そうに風呂敷を広げられますが、結局、課題は課題のまま、10年後も同じ課題を挙げている気もします。課題として挙げ続けていればまだマシで、数年後に訪れる「不惑の四十」のタイミングで「不惑＝諦め」と曲解し、課題一覧から一掃している可能性すらあります。

このように自分に甘々な性分ですので、せめて次の10年も、「比較的楽しく気ままに暮らしてこられた」と振り返りつつ、お世話になった皆様への感謝の気持ちを忘れずにいられれば成功かなと、早速自分を甘やかしています。

それでは、今後ともよろしくお願い致します。

● 弁護士10年を終えて ●

富田 亮

弁護士登録をして10年が過ぎました。率直な感想は「早かった」です。私は、大学卒業後、ITの世界でシステムエンジニアを10年やってきました。これまでは法律の世界よりもITの世界に居た時間の方が長かったわけですが、これからは逆転して、法律の世界に携わる時間の方がどんどん長くなっていきます。そう考えると、ようやく、ITではなく、法律を業として生きていると他人に言えるようになったのかなという気がしています。

システムエンジニアとしての10年と、弁護士としての10年の一番の違いは、仕事の仕方だと感じています。サラリーマンと自営業の違いとも言えるかもしれません。

会社に属してシステムエンジニアをやっていた

時は、上司と部下と取引先の三方向に挟まれるような日々で、自分の裁量というものがほとんどなく、やりにくい仕事環境だなあという気持ちが常にどこかにありました。たとえIT技術を持っていたとしても、必ず三方向のどこかから横槍が入ってしまい、自分のやりたいようにIT技術を活かした仕事を進めることができるような環境ではありませんでした。

それと比べると、弁護士は自分の裁量で仕事を進めることができます（そうでもない時もないわけではないのですが）。組織に属していないため、上司や部下の顔を窺いながら仕事をする必要がありません。まさに「自由」だと感じています。いかに自分がサラリーマンに向いていなかったのかを実感しているところでもあります。少なくとも自分の中では、今の弁護士の方が合っているなと思いながら仕事をすることができています。

弁護士登録をして最初に入所した埼玉東部法律事務所には本当にお世話になりました。この事務所での経験があるからこそ、今の自分の弁護士としての仕事のスタイルが確立できたと思っています。また、今でも、「ちょっと分からないことがあるけど、どうしよう。」と思ったときには相談したりすることもあります。越谷から離れて川越に移ったにもかかわらず、弁護士・事務局の皆さんは、嫌な顔もせずにアドバイスをくださるので、本当に感謝しています。

10年を超えて引き続き弁護士の仕事をして生きていくわけですが、常に初心を忘れることなく、しっかりと地に足をつけて歩んでいきたいと思っています。

弁護士10年を終えて

中野 大

弁護士登録から10年。ご縁あって、赤松岳法律事務所勤務させていただき、その後、同期と共に「はつかり法律事務所」を立ち上げ（赤松岳

法律事務所からの名称変更でもあります。赤松岳先生も所属しております。）、現在に至っております。

正直なところ、弁護士登録から10年経った実感はあまりありません。

とにかく1件1件、できる限り依頼者の求める利益を叶えられるようにと事件処理にあたり、月日が過ぎて行ったという感じです。

この10年間、おかげさまで様々な事件に携わることができ、依頼者から感謝のお言葉をいただいたり、ときには依頼者と言い合いになったりなど、多くの経験をさせていただきました。

弁護士として、10年という年数に見合う成長があったのか心許なく思うこともあります。それは棚において、今後も自分のペースでやりたいように事件処理等をして、少しずつでも成長していけたらと思っています。

試行錯誤の日々が続くと思いますが、諸先生方には今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

弁護士生活10年を終えて

松本 伸一

平成24年12月に弁護士生活をスタートさせてから、10年が経ちました。

弁護士となってからは一年一年が本当に早く感じるようになり、気付けば10年目を迎えていましたが、この10年間を大過なく過ごせたことに安堵しているというのが今の率直な心境です。

そんな折に本原稿執筆の依頼を受け、どのようなことを書こうかと考えていたところ、ちょうど先日、私が弁護士になって1年目に依頼を受けた方のご家族からご依頼をいただく機会がありました。

過去の記録にも目を通しながら、まだ弁護士となって日も浅く初めて経験することばかりで、いろいろと悩んだり調べたりしながら事件の処理を

進めていった当時の記憶がよみがえり、弁護士となった時の初心を思い返す良い機会となりました。

当時の依頼者も後日わざわざ事務所にお越しになられ、元気に活躍されていることを伺うことができ、この依頼者が苦境を乗り越えて人生の再出発をする手助けができて良かったと改めて嬉しい気持ちになりました。依頼を受けた事件を解決に導いた時もさることながら、こうして何年か経った後にこのようなご報告をいただけることも、弁護士の仕事の醍醐味であると思つづく感じました。

またこのような嬉しい報告が聞けることを楽しみにしつつ、次の10年に向けて、日々業務に励んでいきたいと思つています。

弁護士10年を終えて

● ●
峯野 哲也

弁護士登録から10年。本当に早かったなあというのが実感です。

私は、法学部出身でもなく、弁護士になろうと思ったのは、大学院（経済学研究科です。）の学生の頃でした。

当時、研究者・大学教員を目指しておりましたが、少子化の流れの中、大学（もちろん、大学ごとに事情は様々ですが。）業界の先行きに明るいものを感じられなくなりました。

時あたかも小泉内閣が構造改革を唱えていた時代。縮小する産業から成長する産業へと労働力を移動させることは必須であり、そのことが日本経済の成長につながるという理念の下、転職を容易にすること、そのための労働者の再教育・学び直しが必要だと、経済学者たちは主張しました（私も、その理念は正しいと思つています。）。

私は、経済学研究者の端くれとして、他人に対して「労働力の移動は必然だ」などと唱えながら自分は先行きの見えない大学教員への道にしがみ

つくことは不合理だと思つました。それならば、これから伸びる（であろう）法律家の世界に転向してみよう。それは、なかなか安定的な職に巡り合えない研究者志望の大学院生たちに一つの道を示すことになるだろう、と思つました。

それが司法試験を目指す直接のきっかけでした。自白しますが、決して高尚な人権擁護の精神に満ち溢れていたわけではないのです。

最初、旧司法試験を目指しましたが、法科大学院の設置、新司法試験への切り替えという流れの中で、法科大学院経由で新司法試験受験に切り替えました。

大学院を卒業（正確には「単位取得退学」ですが。）した後、また大学院生になることは、なんとも言えない複雑な気持ちでしたが、新司法試験受験のためにはやむを得ないと割り切り、千葉大学法科大学院に入学しました。

もちろん、千葉大学法科大学院では、初めて本格的に学校で法律の授業を受けたわけですし、多くの学びがありました。とはいえ、修士課程・博士課程・専門職課程という、大学院の3つの課程を経験することになったのは、想定外といえは想定外でした。

幸い、司法試験に合格しましたが、もし、うまくいかなかったら、と想像するとぞっとします。法科大学院に進学した時点で、「私は法曹を目指しています。」と宣言するようなものですから、うまくいかなかった時のリスク（失ったお金と時間、世間の目）を考えて司法試験を諦める人も相当いるのではないかと思います。

私は、さいたま修習でしたので、実務修習を指導して下さった大木健司先生はもちろんのこと、現在でも親しくさせていただいている多くの先生方の知己を得ることができました。

とりわけ、宗像英明先生とお話をする機会（飲む機会？）を得たことがご縁で、はるか法律事務所に入所して弁護士生活を始められたことは、本当に幸運なことでした。

現在は、地元である東川口で開業しておりますが、今でも、はるか法律事務所に所属できたこと

は幸運だったと確信しております。

まさに、出会いとご縁のありがたさを実感しています。

実務に就いてみると、自分の知らないことばかりであることに気付かされました。

法律のこと、各種手続のことなど、そのような場面にならないと考えたこともないような問題が多く、日々勉強だと実感しております。

さらに、弁護士の仕事の幅広さ、そして業務拡大の可能性も、弁護士になって初めて知ったことでした。

例えば、弁護士になって、まさか学校の教壇に立って授業をすることになるとは、想像もしていませんでした（おかげでNHKニュースにも取り上げられました）。

弁護士登録当初は、「先生」と呼び掛けられると、「えっ？」という戸惑いを感じましたが、いつの間にか「先生」と呼ばれることが普通のことのようになりました。しかし、決して奢ることなく、今後も弁護士の職務と弁護士会の会務に励んで参りたいと思います。

弁護士を目指したことは、正しい選択であったと確信しています。法律上も、基本的人権の擁護、社会正義の実現という極めて崇高な使命を負う弁護士になれたことは、本当に幸運だったと思います。

諸先生方、弁護士会事務局の皆様、今後ともよろしく願い申し上げます。

「ウルトラセブンになりたい」と彼は言った

村上 貴一

「ウルトラセブンになりたい」とは、同じクラスの子の秋野くんが高校入学早々に言った言葉です。

正確には、「ウルトラセブンのようにになりたい」という意味だったと思いますが、これを聞いて、

私は「モロボシ・ダンじゃなくて？」と聞き返すとともに、ズルいなと思いました。かつて、私もウルトラセブンになりたいと夢見たことがありました。高校生にもなって、こんな風に表現できる秋野くんはズルい。でもカッコいい。

それから私は秋野くんと仲良くなり、大学生になっても政治や社会情勢、もちろんウルトラセブンについても議論するようになりました。いつしか、私もウルトラセブンになることが目標になりました。

皆さんご存知だと思いますが、ウルトラセブンは1967年に放送された特撮テレビドラマです。主人公は宇宙人であるウルトラセブンが地球人モロボシ・ダンに変身して、地球に滞在し、地球の侵略を目論む宇宙人や宇宙怪獣と戦うというストーリーです。ウルトラマンは、ハヤタ隊員と命を共有して一心同体となっていました。セブンは純粋な宇宙人なのです。

地球を侵略しようとする宇宙人も様々な事情を抱えています。地球人の兵器実験のために、母星を滅ぼされたギエロン星獣が、怒って地球に攻めてきたこともありました。ギエロン星獣の侵攻を受けて、さらに強力な兵器を開発し打倒しようとする地球人に、ダンは「それはまるで血を吐きながら続ける悲しいマラソンですよ」と苦言を呈しつつも、報復の連鎖を断ち切るため、セブンはついにギエロン星獣を倒します。

前置きが長くなりましたので、途中経過は割愛しますが、私はウルトラセブンのようにになりたいと思い、弁護士になろうと決意しました。

弁護士の仕事は、様々な事情を抱える当事者同士が紛争となり、どちらか一方の代理人となり、法律を武器に、クライアントの生命、身体、財産を守る仕事だと思います。地球人ではないのに、地球人のために戦うウルトラセブンと似てはいないでしょうか。

10年間の弁護士生活のなかで、私もウルトラセブンのように葛藤したこともありました。ウルトラセブンが、なぜギエロン星獣を倒したのか、物語上では明らかにされていません。しかし、そ

こにはウルトラセブンなりの正義や信念があったのだと思います。

私も私なりの正義や信念をもって、これまでクライアントや相手方とやりとりしてきたつもりです。いつも、「怒ってんの?」と言われることがあります。熱心さ余って、相手方になった先生には失礼があったかもしれません。

しかし、10年を振り返ってみると、2021年4月に、蔭山先生から事務所を引き継ぎ、事件処理だけではなく、事務所運営上の様々な問題にも対処しなければならなくなりました。また、会務活動においても、常議員を3期務めさせていただき、委員会でも中堅に差し掛かって責任ある立場も任せられるようになりました。さらに、プライベートでも素晴らしいパートナーと2人の愛息に恵まれ、充実した日々を送っています。そのためか、日々のやるべきことに忙殺され、もしかすると機械的になってしまっているところもあるかもしれません。達観したかのように、「ここまで言ってもしょうがない」、「無駄にケンカしても意味がない」と、諦めというか、思いとどまることも多くなりました。

高校生のとき、弁護士になろうと決意したとき、司法試験に合格したとき、弁護士になったとき、それぞれのタイミングで湧き上がった熱い気持ちが徐々に薄れてしまっているのではないかと感じることがあります。

ウルトラセブンは、力尽きるまで、地球のために戦いました。10年という節目に、もう一度、ウルトラセブンを見返して、当時の熱い気持ちを取り戻したいと思います。

とってつけたようですが、この10年、ボスの蔭山先生、同じ事務所の弁護士・事務局、埼玉弁護士会の諸先輩・同期・後輩の先生方のお力添えにより、なんとか弁護士を続けてこられました。なにより、いつも健康面を気遣ってもらっている妻に、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

弁護士生活10年を終えて

米山 佳宏

この10年、法テラスのスタッフ弁護士として活動してきました。

養成時代も含めて岐阜で4年、香川で3年を過ごし、そして現在、埼玉での3年目を終えようとしています。この間、仕事もプライベートも様々な変化がありましたが、自分自身、良い変化を遂げてきたのかと言えば、自信が持てません。自分なりに何とかやり抜いてきた、というのが正直なところです。

私にとって、忘れられない事件があります。弁護士2年目を迎え、スタッフ弁護士として独り立ちしてしばらくたった頃でした。

その相談者は高齢の男性(Aさん)でした。来所に際して友人が付き添っていましたが、おどおどした様子で、やっとの思いで法律事務所に来られたことが伝わってきました。収入は年金のみで、資産はほとんどありません。数年前に妻を亡くし、山奥で一人で生活していました。

Aさんから差し出された訴状によると、Aさんはある業者から建物明渡請求を受けていました。請求内容は、被告(Aさん)はかねてより借地権の対抗要件(建物登記)を具備していない借地上の建物に居住しているところ、今般、原告が当該建物の敷地を譲り受けたから、被告は当該建物を収去の上、土地を明け渡せ、というものでした。

借地権の対抗要件を有していないため、普通に考えれば、原告の請求が認められてしまうケースです。そう説明したところ、Aさんはとても悲しそうな表情になりました。Aさんによれば、今の家は物心ついたときから居住してきて、自分はここにいたい、他に行くところもない、また、今回の原告も全く知らない業者であり、当然ながら借地権の対抗要件として建物の登記が必要などということも知らなかった、とのことでした。

話を聞けば聞くほどAさんが不憫でした。そ

もそも A さんが建物内に居住していることを知りながら、A さんに何も告げずに底地を取得する業者も業者です。

相談時間が過ぎていく中、ふとこんな時こそ権利の濫用が適用されるのではないかと思ひ当たりました。原告の主張する内容は確かに法的には問題なさそうですが、素朴な価値観からすれば、このような権利行使は許容されるべきではないと感じました。

半ばダメ元で権利の濫用事例を調べてみると、こうした類型で権利の濫用が認められているケースが複数存在することが判明しました。更に調べていくと、こうしたケースにおいてはそれなりに汎用的な最高裁判例があり、一定の要件のもとで権利の濫用が認められ得ることも判明しました。この時、私のテンションも相当上がりました。結論はどうあれ、今回のようなケースでも被告として戦い得ることは確かでした。そのことを A さんに伝えると、A さんは少し希望を取り戻した様子でした。

相談後、A さんが住んでいる建物を見に行くことにしました。仮に明渡請求を排斥することができたとしても、建物が老朽化していたり、ゴミ屋敷状態であるなど生活環境として問題がある場合には、建物に居住し続けることが最適解といえるかはわからないと感じたからです。

山奥まで車を走らせ、到着すると、建物は思いのほかきれいな外観で、家まわりもきれいに整備されていました。建物内もきれいで整然としており、家族写真がたくさん飾ってありました。一人で住むには少し広いかと感じましたが、生活感のある居心地のいい家でした。

また、A さんは、私の来訪をととても喜んでくれました。即席で料理をしはじめ、私にご飯を食べていくようにと言ひ出しました。私のことを息子のように感じているような様子で、色々な話をし始めました。事務所相談時のおどおどした様子は全くありません。こうしたやり取りを通じて、私は、このまま明渡請求を許してはならないと強く思うようになりました。

他方で、別の考えも生まれました。権利の濫用の主張は認められ得ると思ひましたが、怪しげな業者が地主となつては今後の居住継続が精神的に不自由とならないか、また、その場合の法律関係はどうなるのか、地代はどうなるのかなど、請求を排斥することだけを考えても解決には至らないと思ひました。

訴訟継続中もいろいろなことがありましたが、最終的には、裁判所に原告の権利行使は権利の濫用に当たり得ることを理解してもらい、その上で、相当に好条件で土地を買い取る形での和解が成立しました。途中、判決を得たいという弁護士としての欲が出たりもしましたが、A さんにとっての最適解を導くことができたと思ひます。A さんもほっとした様子で、とても感謝されました。

事件としては決して大きなものではなく、大した成果をあげたわけでもありません。しかし、弁護士 2 年目の自分にとって、多くのことを学び、考えさせられる事件でした。また、素朴な価値観に従うことの大切さ、それが一つの解決策を見出し得ることを実感しました。あのときに訪れた A さんの家の中の様子、その時の A さんの様子、そして、A さんが作ってくれた焼きそばの味は、今でも忘れることはありません。

10 年経った今、依頼者をはじめ、何事に対しても淡々と接するようになってきました。いつしかそうした接し方を心掛けるようになったからかもしれないませんが、今、あの事件と同じようなケースに出くわしたときに、果たしてあの時と同じような気概を持って取り組めるのか、半信半疑なところです。

今後、自分がどうなっていくのか、現時点では見当もつきませんが、これからも自分なりの素朴な価値観を（疑いつつも）大切にしていきたいという思いは変わりません。弁護士生活 10 年が経過し、物事に対する価値観が否応なく変わってきました。これからは独りで変わっていくものと思ひますが、それが歪んだものにならないよう、時々自分を振り返り、立ち止まりつつ、精進していきたいです。



写真提供：(一社) 埼玉県物産観光協会

埼玉弁護士会会報

第 103 号

発行日 2023 年 1 月

発行者 埼玉弁護士会

さいたま市浦和区高砂 4-7-20

TEL048-863-5255

編集 企画広報委員会

印刷 (株)埼玉総合宣伝センター

さいたま市浦和区高砂 2-3-10

TEL048-825-7531